

・文書名 : 茅ヶ崎工場 廃棄物管理規程
・文書番号 : EC1-Z00-C
・制定日 : 1997 年 7 月 1 日
・発行部門 : 安全環境管理グループ
・審査 : 環境委員会
・承認 : 茅ヶ崎工場長

改訂記録

版NO	改定日	改訂箇所	改訂理由
0	1997/9/1	－	
1	2001/1/15	－	一部見直し
2	2001/5/16		一部見直し
3	2001/11/1		一部見直し
4	2004/9/1		一部見直し
5	2012/6/1		AGCセイミケミカルに社名を変更。その他、体裁を修正。版を4版から5版に変更。
5.1	2014/8/18	全般	組織変更を反映 経営統括本部経営企画室⇒経営統括部 安全環境室⇒CSR室
5.2	2017/12/25	表紙	文書管理規程改訂に伴う、文書番号、審査（無し⇒環境委員会）の変更
6	2020/5/15	第 5 条：削除 第 5 条（旧 6 条）：役割の見直し 第 6 条（旧 7 条）：産業廃棄物処理施設に係る法定管理者の削除	実態に伴わない廃棄物管理委員会削除 安全・環境マネジメントシステム規程の見直しに伴い各部署の役割の見直し 産業廃棄物処理施設を所有しないため法定責任者の任命項目を削除

茅ヶ崎工場廃棄物管理規程

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」という)等の関係法令を遵守し、AGCセイミケミカル株式会社本社・茅ヶ崎工場(以下「工場」という)から生ずる廃棄物を適正に保管・処理し、且つ廃棄物の削減・資源化を図るとともに、事業活動を円滑に運営し、環境の保全に寄与することを目的とする。

第2条 (適用範囲)

この規程は、別に定める場合を除き、廃棄物の発生から処分完了までの管理全般に適用する。

第3条 (定義)

1. この規程では、法で定める産業廃棄物、特別管理産業廃棄物及び一般廃棄物を総称して、「廃棄物」という。
2. 前項の定めに拘わらず、この規程中、特に「産業廃棄物」又は「特別管理産業廃棄物」と明示している場合の産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の定義は、法に定めるところによる。

第4条 (責務)

1. 工場の各部署は、この規程に定める事項を遵守するとともに、廃棄物の発生抑制、排出抑制及び適正な保管・処理を積極的に推進するために必要な措置を講じなければならない。
2. 工場の従業員は、この規程に定める事項及び別に定める基準等を遵守するとともに、工場及び各部署が推進する措置に積極的に協力しなければならない。

第2章 管理体制

第5条 (各部署の役割)

1. 廃棄物発生部署

廃棄物発生部署(開発・製造担当部署等、以下「発生部署」という)は、廃棄物の適正管理及び減量化等を推進するため、次の業務を行う。

- (1) 廃棄物の分別、表示及び保管。
- (2) 外部委託処理ができる状態への廃棄物の中間処理(中和、分離、分解、安定化、吸着等)の実施。
- (3) 廃棄物の異常の有無の確認及び異常発生時の処置。
- (4) 廃棄物の発生抑制、排出抑制、減量化(回収、再利用)、資源化等の対策の検討及び推進。
- (5) その他廃棄物の適正な管理及び減量化等の推進に必要な事項。

2. 環境管理業務担当部署

環境管理業務担当部署(安全環境管理グループ)は、廃棄物の管理に関する次の業務を行う。

- (1) 行政、公官庁への報告、届出
- (2) 行政、公官庁への報告等に係る関係法令の把握と順守評価と、必要に応じて関係部署への周知
- (3) 廃棄物の削減、減量化などの社内実態調査、集計、報告、および方針立案
- (4) その他廃棄物の管理に必要な事項の社内とりまとめ
- (5) 廃棄物管理に関する規程、基準等の制定、改廃の立案。

3. 委託処理業務担当部署

廃棄物の委託処理業務担当部署（経営統括部資材・物流グループ、以下「物流グループ」という）は、廃棄物の委託処理に関する次の業務を行う。

- (1) 廃棄物収集運搬業者及び最終処分業者の選定
(注)業者の選定に当たっては、許可証の「写し」の提示を求め、産業廃棄物の種類及び有効期限等を確認するとともに、業者の処理方法、処理能力及び保管状況等について、現地調査を行い、確認するものとする。
- (2) 廃棄物収集運搬契約及び最終処分契約の折衝及び締結。
(注)これらの契約の締結は、事前に所定の手続きを行い、決裁承認を得た上で行うものとする。
- (3) 業者への廃棄物の引き渡し及び産業廃棄物マニフェスト、特別管理産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付、回収及び保存。
- (4) 廃棄物の委託処理状況の現地調査の実施。
- (5) 廃棄物の委託処理に係わる社内票手続きの実施。
- (6) 再生利用可能な廃棄物の売却。
- (7) 次に掲げる保管所等の管理
産業廃棄物保管所、鉄屑、ガラス屑、廃缶、廃パレットの保管所、ダストボックス。
- (8) 廃棄物収集、運搬、委託等に係る関係法令の把握と順守評価と、必要に応じて関係部署への周知
- (9) その他廃棄物の委託処理に必要な事項。
※但し、土壌浄化による発生する廃棄物は安全環境管理グループ

4. 廃水処理施設業務担当部署

廃水処理施設業務担当部署（安全環境管理グループ）は、廃水処理施設に関する次の業務を行う。

- (1) 工場の廃水処理施設の運転及び同施設の維持管理。
- (2) 上記に関連付帯する業務。

廃水の処理に関する詳細は、別に定める排水管理基準による。

第6条 （法による管理責任者）

1. 茅ヶ崎工場長は、法に従い、次の管理責任者を選任する。
 - (1) 特別管理産業廃棄物管理責任者
2. 特別管理産業廃棄物管理責任者は、特別管理産業廃棄物について、法が定める職務を行う。

第3章 処理方法の決定

第7条 （事前協議）

1. 新製品の開発・試作・生産に伴い発生する新規の廃棄物については、開発段階から、その回収、再利用、保管及び処理方法等について、第5条に定める関係部署が協議の上決定する。
2. 自社開発によらない新規事業の開始に伴い発生する新規の廃棄物についても、前項に準じ、計画段階から、関係部署が協議の上、その取扱いを決定する。
3. 前2項による関係部署の事前協議に当たり、有害物質を含む新規廃棄物の処理方法については、特別管理産業廃棄物管理責任者の指示に従うものとする。

第8条 （新規の委託処理）

外部委託処理が必要な新規の廃棄物が発生したときは、当該発生部署は、事前に物流グループに対し、廃棄物のサンプルを提出して委託処理を依頼する。物流グループは、委託処理業者にサンプルを提供し、処理可能な会社を選定し、廃棄物の処理を依頼する。

第4章 保管及び処理

第9条 （発生部署での保管・管理）

1. 廃棄物の発生部署は、廃棄物の飛散、漏洩、流出、地下浸透、悪臭等が生じないように、常に廃棄物を適正に保管し、管理しなければならない。
2. 発生部署は、新規の廃棄物については、第8条の規定により、委託処理方法が決定されるまでの間は、当該廃棄物を他の廃棄物と混同しないよう、区分して保管しなければならない。

第10条 （引き渡しの手続き）

1. 廃棄物の発生部署は、工場の産業廃棄物最終保管所への搬入を依頼するときは、事前に物流グループにその旨連絡するとともに、必ず入庫伝票を物流グループに交付して、現物を引き渡さなければならない。
2. 前項の手続きによらない産業廃棄物最終保管所への直接持ち込みは、これを禁止する。

第11条 （産業廃棄物最終保管所での保管・管理）

物流グループは、発生部署から引き渡しを受けた産業廃棄物を種類・性状別に区分して、産業廃棄物保管所において保管するとともに、産業廃棄物の飛散、漏洩、流出、地下浸透、悪臭等の発生が生じないように管理しなければならない。

第12条 （管理の責任区分）

1. 廃棄物を物流グループに引き渡すまでの間の廃棄物の中間処理及び保管の管理は、発生部署の責任において行う。
2. 物流グループが発生場所から第10条に定める手続きにより引き渡しを受けた以降の産業廃棄物の保管・管理及び第5条第3項第7号に定める各保管所等の管理は、物流グループの責任において行う。但し、物流グループは、工場の保管所に保管中の廃棄物に異常が発生したときは、直ちに関係部署に連絡し、

その協力を得て処置を行う。

第13条 （保管及び処理の基準）

1. 保管所への持ち込み及び廃棄物の保管及び処理に関する具体的な基準は、廃棄物保管処理基準による。
2. 外部業者への委託処理に関する基準は、廃棄物委託処理基準による。

第5章 関連事項

第14条 （事故時の措置）

1. 廃棄物の破裂、飛散、流出、地下浸透等の事故が発生したとき、又は、その恐れが生じた場合は、関係部署は直ちに環境汚染の拡大防止に必要な応急措置を講じ災害・事故発生時対応基準に従う。
2. 前項の緊急時の措置については、工場の防災管理規程の定めるところによる。

第15条 （報告・届出）

安全環境管理グループは、法の定め及び監督官庁の指示による廃棄物に関する報告・届出の書類を作成し、若しくは取りまとめてこれを提出し、その「控え」を保存する。

（注）廃棄物の委託処理実績に関する報告は、物流グループが作成し、安全環境管理グループへ提出する。

第16条 （記録の保存）

廃棄物に関する各種の記録及び書類は、作成又は提出後、5年間保存する。但し、第8条の規程により決定された新規廃棄物の処理方法を記載した書類は、当該廃棄物の停止後、3年間保存する。

第17条 （改訂及び廃止）

この規程の制定、改廃は、環境委員会における審議を経て、工場長が発効する。

付則

第18条 （施行期日）

1. この規程は、1997年7月1日に制定施行する。
2. この規程の制定に伴い、廃棄物・保管品処理規定（1993年2月1日実施）は、1997年7月1日付で廃止する。